

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和7年3月11日（火曜日）

開会 午前10時 1分

閉会 午後 0時23分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

(出席)	委員長	三 上 周 治	副委員長	小 西 利 一
	委 員	太 田 善 介	委 員	荒 木 将之介
	委 員	深 見 昌 宏	委 員	小 川 進 一
	委 員	加 藤 保 博		
(欠 席)	なし			
(その他出席者)	議 長	村 木 理 英		

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長	西 村 佳 子	同次長	宇 野 裕
同庶務調査係主事	柴 田 美緒子		

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長	中 島 邦 夫	政策監	難 波 敏 文
政策調整課長	林 啓 二	財政課長	岡 真 里
産業部長	西 川 茂	農林課長	中 山 知 輝
農林課主幹	関 藤 克 城	農林課主幹	村 上 敏 行
観光プロジェクト課長	赤 木 郁 哉	観光プロジェクト課主幹	河 原 睦 弘
建設部長	河 田 秀 則	地域応援課長	難 波 昭 彦
地域応援課主幹	安 原 和 行	土木課長	矢 木 武 司
土木課主幹	渡 辺 真 之	都市計画課長	田 中 章 彦
建築住宅課長	八 重 信 幸		
環境水道部長	三 宅 伸 明	上水道課長	浅 野 竜 治
上水道課主幹	但 野 泰 利	下水道課長	角 田 琢 美
下水道課主幹	岡 崎 一	総社下水処理場長	清 水 桂 介
環境課長	荒 木 久 典	アグアセンター吉備路センター長	木 村 勝 彦

6 付議事件及びその結果 別紙のとおり

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

産業建設委員会審査報告書

令和7年3月11日

総社市議会議長 村木 理英 様

産業建設委員会
委員長 三上 周治

本委員会に付託された案件について審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第110条及び第145条の規定により報告する。

記

付議事件及びその結果

議案番号	名 称	結 果
議案第14号	総社市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第15号	総社市手数料条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第16号	総社市公共下水道条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第17号	総社市営墓地条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第18号	総社市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正について	原案を可決すべきである
議案第19号	令和6年度総社市一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会の所管に属する部分	原案を可決すべきである
議案第22号	令和6年度総社市水道事業会計補正予算（第3号）	原案を可決すべきである
議案第23号	令和6年度総社市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきである
議案第28号	令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算	原案を可決すべきである

議案第 2 9 号	令和 7 年度総社市水道事業会計予算	原案を可決すべきである
議案第 3 0 号	令和 7 年度総社市工業用水道事業会計予算	原案を可決すべきである
議案第 3 1 号	令和 7 年度総社市下水道事業会計予算	原案を可決すべきである
議案第 3 2 号	市道の路線認定について	原案を可決すべきである
議案第 3 3 号	市道の路線変更について	原案を可決すべきである
陳情第 1 号	準用河川国府川改修の早期事業化に関する陳情	趣旨採択とすべきである
	(理由) 早期事業化は進めていくべきだと思う一方で、生息調査等に当たり法律上の制限もあることから、趣旨は理解できるため、趣旨採択としたい。	

開会 午前10時1分

○三上周治委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は7名全員であります。

これより、さきの本会議において付託されました案件の審査を行います。

まず、議案第14号 総社市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

都市計画課長。

○田中章彦都市計画課長 議案第14号 総社市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この一部改正は、本条例において引用している高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正による条ずれに伴うものであり、関係条文の整理を行おうとするものでございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表を御覧ください。

第3条第1項第6号中、令第21条第2項第1号を令第22条第2項第1号に改めようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は元政令の一部改正が施行される令和7年6月1日から施行することといたしております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであることに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第15号 総社市手数料条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

建築住宅課長。

○八重信幸建築住宅課長 議案第15号 総社市手数料条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

この一部改正は、建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、原則全ての建築物について省エネ基準への適合が義務付けられることから、確認申請等の省エネ基準適合審査の手数料を加算するとともに、建築確認、建築対象の区分を改める等、関係条文の整備を行うもの及び物価情勢に伴う加算による改正でございます。

1枚お開きいただきまして、改正前後表で御説明させていただきます。

別表第3は、建築基準法に係る申請手数料で、1の項は建築確認の申請手数料でございます。

(1)は確認申請の審査における特例の緩和対象でない建築物の場合及び省エネ法適合判定通知書の提出がない場合の審査で、一戸建ての住宅及び一戸建て以外の住宅の区分となっております。

4ページをお開きください。

(2)は1の項、(1)以外のその他の場合の手数料でございます。

2の項及び3の項は、産業検査申請手数料で、2の項は中間検査対象外の場合、9ページをお開きいただきまして、3の項は中間検査対象の場合の手数料でございます。

続きまして、12ページをお開きください。

4の項以降は、物価上昇に伴い手数料を改めるものでございます。

次、27ページからの別表第5、長期優良住宅の普及、促進に関する更新における申請手数料、40ページからの別表第6、都市の低炭素化の促進に関する法律における申請手数料を物価上昇に伴い改めるものでございます。

5ページをお開きください。

別表第7は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に係る申請手数料でございます。

1の項は、計算方法の新設に伴うものでございます。

53ページをお開きください。

改正前の5の項は、省エネ基準適合の認定制度というものがありませんでしたが、これが廃止されたので、これに伴う削除でございます。

58ページをお開きください。

改正後の5の項は、省エネ適合性判定の申請手数料でございまして、新たに適合が義務付けられた住宅及び300㎡未満の非住宅の場合及び計算方法の新設、一部廃止に伴うものでございます。

その他につきましては、条項ずれ等による改正でございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 もう細々としたことをお聞きするつもりはございませんけれど、これ国の建築基準法とか、そういうことにちなんでこの条例でこういう数字が出てきとるということでしょうけど、これは各自治体によって任意に金額を決めるという、よその自治体とはそんなに変わってないんですかね、そこをちょっと教えてください。

○三上周治委員長 建築住宅課長。

○八重信幸建築住宅課長 深見委員の御質問ですが、この手数料、県の手数料を参考にさせていただいております。ですから、総社市は今岡山県とほぼ同額になるような改正を行っています。ただ、端数としまして、岡山県は10円単位まで手数料がかかっておりますので、その10円単位は切り捨てて提出しております。

その他に、この手数料は昨年度、県内ですと岡山市、倉敷市、津山市、玉野市、新見市、笠岡市とありますが、そちらのほうも一応確認しております。ほぼ同額になる予定でございます。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第16号 総社市公共下水道条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 それでは、議案第16号 総社市公共下水道条例の一部改正につきまして御説明を申し上げます。

この条例の改正理由につきましては、下水道法施行令及び標準下水道条例の改正に伴い、下水道

排水設備工事責任技術者の基準等を改める必要が生じたことから、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、改正前後表で御説明を申し上げますので、1枚お開きください。

まず、第6条の3及び第6条の4につきましては、下水道排水設備工事責任技術者の専属とする規制を廃止し、選任とするものでございます。

第10条につきましては、除外施設を設ける等の措置を講じなければならない下水の基準のうち、第9号に記載する表現を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日からの施行といたします。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 すみません、単純な質問になるんですけども、改正前後表の専属させなければならないと選任しなければならないの違いがちょっとよく分からないので、専属と選任の違いを、すみません、教えてください。

○三上周治委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 荒木委員の御質問にお答えいたします。

専属と選任の区別ということでございますが、必ず営業所ごとに今までは工事技術者責任者を置かなければならないという専属性を持っていたというのが従来のものでございます。内容の変更に伴うのは、昨今の人員不足というふうなものの影響がありまして、その辺を考慮した上で、もう本体の会社、組織が技術者を兼任できると、営業所ごとに兼任してもいいというふうな体制に変えるということで、表現が選任という形になっただけでございます。営業所ごとの専属性を廃止したというのが正式な表現かもしれません。申し訳ありません。

以上です。

○三上周治委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第17号 総社市営墓地条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

環境課長。

○荒木久典環境課長 議案第17号 総社市営墓地条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この条例の改正理由でございますが、市営墓地の管理料について不均衡の是正措置として管理料を廃止するため、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容を改正前後表により御説明申し上げますので、1枚お開き願います。

管理料を廃止することに伴い、使用料及び管理料について定めている第6条につきまして、管理料の納付に係る記載の第4項を削除し、第5項の管理料の還付に係る記載を削除し、第4項に繰り上げるものでございます。

また、使用料及び管理料の減免について定めている第7条につきまして、管理料の減免に係る記載を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 そもそもなんですけど、これ管理料を取られていたというのは、何か理由があったんですか、それとも何かあるんですか、ちょっと教えてください。

○三上周治委員長 環境課長。

○荒木久典環境課長 市営墓地、14墓地ございますが、うち管理料を取っています墓地というのが3墓地ございまして、それは山手奥田墓地、下山墓地、新下山墓地でございます。こちらにつきましては、合併以前から共用部分等に関する維持管理に要する経費として管理料のほうを徴収していたものと考えております。

以上です。

○三上周治委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 こちらの改正案なんですけれども、恐らく過去に一般質問で不公平があるので是正しないかという話があったからだと思うんですが、そのとき答弁では、今取ってるところを見

直せばいいという問題でもないので、しっかり検討するというお話だったと思うんです。実際、毎年130万円程度の管理料が計上されてきていたんですけれども、どういった検討をされて、結局廃止ということになったのかをお聞かせください。

○三上周治委員長 環境課長。

○荒木久典環境課長 荒木委員の御質問にお答えします。

管理料の不均衡につきまして、以前御質問が市議会で行われました。そうした後、県内15市のほうを調査しましたところ、管理料を徴収していない市というのが赤磐市、瀬戸内市、津山市、新見市など行われました。多分そのほかの市におきましても、合併による不均衡が生じている、合併前では取っていたところもあり、取っていなかったところもありという不均衡の問題が起きているような実情もお聞きしました。また、この管理料を取っている旧山手村、旧清音村の3墓地につきましては、実際に利用者を調べてみましたところ、3割以上の方が旧山手村、旧清音村以外の旧総社市の使用者であること、また募集をかけるときには必ずこちらの3墓地につきましては年間2,000円の墓地管理料が必要となりますという御説明を申し上げていることなどを踏まえ、このたび合併20年を迎えるのを踏まえまして、この不均衡を是正させていただきたいと。これら3墓地につきましても、ほかの残りの墓地と同じように永代使用料というのはいずれもいただいておりますので、永代使用料プラス管理料をもらっているのはこの3墓地だけということで、この20年を迎えるに当たり、不均衡を是正させていただきたいと考えるに至りました。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 こちらの墓地を使用するに当たって、最初に2,000円管理料がかかりますよということをお伝えして、なおここを利用されていたんであっても、廃止するということによろしいんですかね。ほかを取ってということは無理だと思いますので、確かなことなんですが、では今まで管理料を取ったところに関しては取るのをやめて、市の一般財源から補填していくという考え方でいいですかね。

○三上周治委員長 環境課長。

○荒木久典環境課長 荒木委員がおっしゃられましたとおり、管理料が必要ということに同意してくださった上で選ばれてこちらの墓地に、なおかつその山手地区、清音地区以外の方もたくさんこの墓地を選んでくださっていたという実情を踏まえまして、この見直しを進めていこうと考えました。

以上でございます。

○三上周治委員長 太田委員。

○太田善介委員 この2,000円の徴収をやめたことによって、何かしらサービスが低下するとか、水が出ないとか、ごみ捨てがしてもらえないとか、何か影響が出てくるんでしょうか。

○三上周治委員長 環境課長。

○荒木久典環境課長 太田委員からの御質問です。

維持管理につきましては、これまで同様、トイレの清掃、除草、剪定等、3墓地につきましてももちろん同じように行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第18号 総社市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正についての審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

環境課長。

○荒木久典環境課長 議案第18号 総社市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。

この条例の改正理由でございますが、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域が指定されることに伴い、墓地における造成工事の基準を改める必要が生じたことから、関係条文の整備を行おうとするものでございます。

改正内容につきまして御説明申し上げますので、1枚お開き願います。

第15条第2項第3号から第5号につきましては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令の一部改正に基づき、墓地の造成工事における土地の形質変更の基準について変更を行っております。

第15条第1項第1号及び第6号、同条第2項第1号及び第2号、同条第3項につきましては、第15条第2項第3号から第5号の改正に伴い、それぞれ字句の修正を行うものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年4月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第19号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第9号）のうち、本委員会の所管に属する部分の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

土木課長。

○矢木武司土木課長 それでは、議案第19号 令和6年度総社市一般会計補正予算（第9号）につきまして御説明申し上げます。

第1条歳入歳出の補正について、本委員会の所管に属する部分を便宜歳出から御説明申し上げますので、予算書の14、15ページをお開きください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第6目財産管理費、第24節積立金のうち、説明欄2行目の総社市赤米ヒカリノミ基金積立金398万円の増額につきまして、赤米以外の売上金と赤米フェスタの収益金から総社市赤米ヒカリノミ基金への積立金でございます。

予算書の16、17ページをお開きください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、第18節負担金、補助及び交付金1,188万7,000円の減額につきましては、浄化槽設置整備事業補助金の補助金確定見込みに伴う減額でございます。

次に、同款第2項清掃費、第1目清掃総務費、第18節負担金、補助及び交付金6,832万1,000円の減額につきましては、総社広域環境施設組合負担金の確定に伴う減額でございます。

予算書の18、19ページをお開きください。

第6款農林業費、第1項農業費、第5目農地費のうち第12節委託料590万円の減額につきましては、予定していた農道改良等の工事の延期により測量等の委託料が不要となり、290万円を減額するもの及び防災重点ため池ハザードマップ作成に係る委託料の確定に伴い、300万円を減額するものでございます。次に、第14節工事請負費200万円の減額につきましては、農道改良事業費の見込額確定に伴い減額するものでございます。次に、第16節公有財産購入費324万5,000円の減額につき

ましては、農道及び水路改良工事に伴い土地購入を予定しておりましたが、地元調整等の上、工事が延期となりましたので、減額するものでございます。

続きまして、第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路維持費、第12節委託料と第14節工事請負費につきましては、事業精算及び橋梁の老朽化対策を推進するため、予算の組み替えを行うものでございます。

次に、同款同項第3目道路新設改良費、第1節報酬から第13節使用料及び賃借料までは、東総社駅前泉本線改良事業の文化財調査に必要な額を組み替えするものでございます。また、第14節工事請負費、第18節負担金、補助及び交付金2,530万円の減額につきましては、県道路工事負担金の確定見込み及び東総社駅前泉本線改良事業の交付金が確定したことによる減額でございます。

続きまして、同款第4項都市計画費、第1目都市計画総務費、第12節委託料718万3,000円の減額につきましては、今後の執行見込みにより不用額を減額するものでございます。

次に、同款同項第2目街路事業費、第12節委託料200万円の減額につきましては、刑部三須線の街路照明設置に係る事業費の確定見込みに伴い減額するものでございます。

次に、同款同項第4目公園費、第14節工事請負費200万円の減額につきましては、都市公園の遊具等更新事業に係る事業費の確定に伴い減額するものでございます。

予算書の20、21ページをお開きください。

第10款教育費、第5項社会教育費、第9目文化財保護費、第1節報酬から第14節工事請負費1,145万2,000円の減額につきましては、鬼城山の整備及び作山古墳の調査活用事業への国の補助金の確定に伴い減額するものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 続きまして、歳入について本委員会の所管に属する部分の御説明をいたしますので、10ページ、11ページにお戻りください。

第13款分担金及び負担金、第1項分担金、第6目農林業費分担金2,310万円につきましては、岡山県土地改良事業団体連合会からの交付金であることから、次の12、13ページをお開きいただきまして、第21款諸収入、第5項雑入、第4目雑入の上から2番目、土地改良施設維持管理適正化事業交付金へ組み替えるものでございます。

10ページ、11ページへお戻りいただきまして、第13款分担金及び負担金、第1項分担金、第11目災害復旧費分担金38万1,000円につきましては、原地内の農地災害復旧事業に伴う地元分担金でございます。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第4目衛生費国庫補助金と、第8目土木費国庫補助金、第10目教育費国庫補助金及び第16款県支出金、第2項県補助金、第4目衛生費県補助金から第11目災害復旧費県補助金までにつきましては、事業費確定見込みによる補正でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

第18款寄附金、第1項寄附金、第7目商工費寄附金398万円の増額につきましては、赤米がゆの売上金や赤米フェスタの収益金など、赤米ヒカリノミ事業へ御寄附いただくものでございます。

第22款市債、第1項市債、第8目土木債780万円の減額につきましては、道路整備事業費と橋りょう整備事業費の確定に伴うものでございます。

続きまして、第2条繰越明許費の補正について御説明いたしますので、4ページ、5ページへお戻りください。

第2表繰越明許費補正追加のうち、本委員会の所管に属するものは、第6款農林業費、第8款土木費及び第11款災害復旧費で、いずれも部品の調達や地元等との調整に不測の日数を要することなどにより、年度内に事業を完了することが困難なため、繰越明許の措置を取り、それぞれの額を翌年度へ繰り越そうとするものでございます。

続きまして、第3条地方債の補正について御説明いたしますので、第3表地方債補正の変更を御覧ください。

本委員会の所管に属するものは道路整備事業と橋梁整備事業で、歳入予算の補正に伴い、市債の借入限度額を減額するものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更ございません。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

この際、私より申し上げます。

予算調書を活用しての質疑は、まず調書のページ数を言っていただき、調書に記載してある款、項、目、事業名を言った後、主要な事務・事業の概要の内容を限定してから質疑に入っていただくようお願いします。

質疑はありませんか。

太田委員。

○太田善介委員 農林業費……。

○三上周治委員長 調書のページから。

○太田善介委員 (続) ごめんなさい。調書の215ページ。

○三上周治委員長 太田委員、補正。

○太田善介委員 (続) ああ、ごめんなさい。補正、すみません。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 予算書の……。

○三上周治委員長 調書じゃなくて予算書。

○荒木将之介委員 (続) いや、予算書です。歳入のほうなんで。12、13ページの第19款繰入金の第2項基金繰入金なんですけれども、赤米ヒカリノミ基金繰入金が例年に比べるとちょっと多いの

かなというふうに思うんですが、この理由をお知らせください。

○三上周治委員長 財政課長。

○岡 真里財政課長 こちらにつきましては、令和5年度の寄附金と令和4年度の寄附金の残金を令和6年度の事業に充てているものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 じゃあ、補正で増額されるというのは、決算で確定したからという、このタイミングで上がってくると、ああ、そういうことなんですね、分かりました。すみません。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 じゃあ、私から。調書の14ページで、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第4目環境衛生費、浄化槽設置整備事業補助金のことなんですが、今回減額で1,200万円が上がってきたんですが、これは当初思ってたよりも少なかったのか、何が理由があってやめられたのか、その辺のことを教えてください。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 三上委員長の御質問にお答えいたします。

減額の理由でございますが、例年どおりの補助金の受付をいたしまして、当初の予定では50戸連たん等の駆け込み需要を見越した上での予算計上をさせていただいてたところでございます。今回最終的に昨年よりは減りましたが、121件というふうな申請の中で確定させたということでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 ありがとうございます。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件のうち本委員会の所管に属する部分について採決いたします。

本件のうち本委員会の所管に属する部分については、可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件のうち本委員会の所管に属する部分は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第22号 令和6年度総社市水道事業会計補正予算（第3号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、議案第22号 令和6年度総社市水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、第2条におきまして国の補正予算に伴う国庫補助金を次年度施工箇所の老朽管改良事業に充てるため、計上しようとするものでございます。

では、予算書の6ページを御覧ください。

資本的収入、第1款資本的収入、第2項国庫補助金1,466万6,000円の増額につきましては、老朽管改良事業の推進を図るため、泉から黒尾にかけての老朽管改良工事を前倒しして実施するため、国庫補助金として3分の1に当たる1,466万8,000円を充てようとするものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 今の御説明で、泉から黒尾、これ大体キロ数にしてどのくらいのキロ数があるんですかね。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 深見委員の御質問にお答えします。

距離にしますと約400mでございます。

以上でございます。

（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第23号 令和6年度総社市下水道事業会計補正予算（第1号）の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 議案第23号 令和6年度総社市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、事業費の確定または確定見込みが主な内容でございまして、そのほかに当初に見込んでおりました予定額に不足が生じたことにより、予定額を補正するものでございます。

予算書の1ページを御覧ください。

第2条、業務の予定量の補正につきましてでございますが、主要な建設改良事業が確定したことにより、記載のとおり改めようとするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の補正について御説明いたしますので、7ページをお開きください。

収益的収入について、第1款下水道事業収益、第3項特別利益、第3目その他特別利益300万円の増額は、総社市下水処理場の水処理機械と電気設備の更新に伴い発生した有価物、いわゆる処分すべき資材でございますが、売却益を計上するものでございます。

続きまして、収益的支出について、第1款下水道事業費用、第1項営業費用4,950万円の減額につきましては、第1目管渠費について、本町地区の雨水幹線築造工事に係る損失補償費等の事業費確定に伴うもので、第6目減価償却費は前年度の建設改良費の一部を繰り越したことに伴うもの、第7目資産減耗費は総社市下水処理場汚泥濃縮設備更新工事の一部を翌年度に繰り越すことに伴う減額でございます。

次に、同款第2項営業外費用、第1目支払利息300万円の増額については、借入れをしている企業債のうち、変動金利につきまして見込み以上の金利上昇に伴い不足する企業債利息でございます。

次に、同款第3項特別損失、第5目その他特別損失110万円の増額については、収益的収入において御説明いたしました総社市下水処理場の設備更新に伴う有価物が国庫補助対象であったため、売却益のうち補助率相当分を国に返還するものでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

上段の資本的収入につきまして、第1款資本的収入1億190万円の減額につきましては、第1項企業債、第1目企業債の起債対象事業の確定見込みによるもので、次の同款第2項国庫（県）補助金、第1目国庫補助金は補助金要望が減少したことによるものでございまして、それぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、下段の資本的支出につきまして、主に事業費の確定見込みに伴うものでございまして、第1款資本的支出、第1項建設改良費9,450万円の増額については、第1目管渠整備費は雨水管理総合計画策定業務の事業費確定見込みによるもの、第3目処理場整備費は総社下水処理場汚泥濃縮設備更新工事の事業費確定見込みと、山手地区の平山、岡谷に設置する農業集落排水施設の更新計画概要書作成業務を国の補助の対象となる翌年度に実施するためのもので、それぞれ記載のとおりでございます。

失礼いたしました。少し戻らせていただきます。

下段の資本的支出について、第1款資本的支出、第1項建設改良費9,450万円の増額と先ほど申し上げましたが、減額でございます。

そのまま続けます。被りますが、同款同項第1目管渠整備費は雨水管理総合計画策定業務の事業費確定見込みによるもの、第3目処理場整備費は総社下水道処理場汚泥濃縮設備更新工事の事業費確定見込みと山手地区の平山、岡谷に設置する農業集落排水設備の更新計画概要書作成業務を国の補助対象となる翌年度に実施するためのものでございまして、それぞれ記載のとおりでございます。

次に、同款第2項企業債償還金、第1目企業債償還金1,657万円の減額は、起債対象であった前年度の建設改良費の一部を繰り越したことに伴い、起債発行額が減少したことによる予定額の減額でございます。

次に、同款第3項投資、第1目基金5万円の増額は、預金の利率見込みにより上昇したことに伴うものでございます。

続きまして、予算書の2ページにお戻りください。

第4条の資本的収入及び支出の補正については、先ほど御説明いたしました内訳により資本的収入が資本的支出に対して不足する額を5億1,545万円に改め、各項について記載のとおり補填財源の変更をしようとするものでございます。

次に、第5条の企業債の補正について、ただいま御説明いたしました補正予定額を受けまして、限度額を8億2,660万円に改めようとするものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書の4ページ、第1款下水道事業費用、第2項営業外費用、第1目支払利息、企業債償還に係る支払利息のところなんですけれども、利率が変わったということで企業債の利息が増額になっております。下水道事業、企業債が主な資本的収入の基だと思えるんですけども、今後こういったことが続いていくのか、もちろん利率がどう変わっていくか分からないですけども、見通しなんかがありましたらお教えてください。

○三上周治委員長 下水道課長。

○角田琢美下水道課長 荒木委員の御質問にお答えいたします。

このたびの増額につきましては、金利の上昇に伴って予定していた以上のものがちょっと改正になったというふうなことが大きな要因でございます。

今後につきましては、一定の伸び率は数字でつかんでるところではございますが、これにつきましては何とも言えないところでございます。ただ、今後につきましては、幾分か利率が上がっていくという想定の中で進めさせていただこうと思っているところでございます。

以上です。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第28号 令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 議案第28号 令和7年度総社市国民宿舎事業費特別会計予算につきまして御説明いたします。

予算書の335ページをお開き願います。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,000万円と定めようとするものでございます。

便宜歳出から御説明いたしますので、予算書の344、345ページをお開き願います。

第1款事業費、第1項事業費、第1目一般管理費、本年度予算額25万5,000円でございます。この経費は、国民宿舎サンロード吉備路の管理運営に伴う維持管理経費で、主なものとしまして第12節委託料は国民宿舎サンロード吉備路の南側の岡山県から借り上げている駐車場用地の除草等委託料でございます。

次に、同款第2項営業費、第1目経営費、本年度予算額9億1,507万4,000円でございます。この

経費は、国民宿舍サンロード吉備路の経営に要する経費でございまして、第10節需用費は空調機整備や正面入り口内外自動ドア取替えなどの修繕料でございます。第12節委託料は、国民宿舍サンロード吉備路の改修工事に伴う工事監理委託料のうち前金払い分のほか、指定管理者である下電観光バス・シャンテ矢掛屋に対する管理運営業務委託料でございます。第14節工事請負費は、国民宿舍サンロード吉備路の改修工事に伴う工事請負費のうち、前金払い分でございます。第17節備品購入費は、電話交換機1式やフロントシステムパソコンなどを更新する経費でございます。第26節公課費は、令和7年度中に支払う消費税及び地方消費税でございます。

次に、第3款基金積立金、第1項基金積立金、第1目国民宿舍運営基金積立金1,000円は、令和7年度に発生する基金の預金利子を積み立てようとするものでございます。

次に、第5款公債費、第1項公債費、第2目利子139万3,000円は、国民宿舍サンロード吉備路の令和6年度の修繕における公営企業債の借入れに対する利子の償還金でございます。

次に、第6款予備費、第1項予備費、第1目予備費1,327万7,000円は、不測の事態に備えるため計上いたしております。

次に、歳入についてでございますが、予算書の342、343ページにお戻りください。

第1款事業収入、第1項営業収入、第1目営業収入4億3,000万円につきましては、国民宿舍サンロード吉備路の宿泊宴会売店等の営業収入でございまして、令和6年度の見込みをベースに計上いたしております。

次に、第2款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金、予算額1,000円は、国民宿舍運営基金の預金利子でございます。

第3款繰入金、第1項繰入金、第1目繰入金1億809万7,000円につきましては、一般会計からの繰入金でございます。

次に、第4款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金、予算額1,000円は、前年度からの繰越金の座を設けております。

次に、第5款諸収入、第1項雑入、第1目雑入、予算額1,000円は、雑入の座を設けております。

第6款企業債、第1項企業債、第1目国民宿舍事業債3億9,190万円につきましては、歳出で御説明いたしました改修工事に係る経費について、起債により財源を確保するものでございます。

続きまして、第2条債務負担行為、第3条地方債について御説明いたしますので、予算書の338ページにお戻りください。

第2表債務負担行為でございまして、国民宿舍改修工事等につきまして令和7年度から令和8年度にわたって契約を締結する必要があることから、債務負担行為を設定するものでございます。

第3表地方債につきましては、歳入で御説明いたしました企業債につきまして、借入限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めようとするもので、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深見委員。

○深見昌宏委員 予算書の342ページ、歳入。令和7年度予算額4億3,000万円、令和6年度予算額が6億6,200万円、令和7年度は工事に入ってくるであろうということで、この4億3,000万円を営業収入にしてるんだと思うんですけど、何箇月営業できる、何箇月営業できないかというのが分かれば、ちょっと教えてください。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 まだ予定ではございますが、令和7年度は4箇月の全館休館で積算しておりまして、残りの営業に伴いましての営業収入を見込んでおります。

○三上周治委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 4箇月が休館ということで、12分の8が営業できるということの算出でこれを出してるんでしょうか。今ここで聞いていいのか分からないんですけど、何月から何月ぐらいまでが休館になるんですかね。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 予定といたしましては、今年の12月から来年の5月までの予定を考えております。

(「分かりました」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 他に質疑ありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 調書の470ページ、第1款事業費、第2項営業費、第1目経営費なんですけれども、先ほど深見委員からもありましたけれども、その財源内訳その他のところが4億3,000万円と今1,000円となってます。これがいわゆる営業収入プラス利子、利息の部分だと思うんですが、これに対してやはり委託料の指定管理委託料が4億9,600万円ということで、どうしてもそのほうが上回っているというところが、ここも毎年言ってることなんですけども、ここらあたりがどうか是正できないかというふうに思うんですが、何かこれがひっくり返るようなアイデアがあれば聞かせてください。

○三上周治委員長 観光プロジェクト課長。

○赤木郁哉観光プロジェクト課長 委託料の部分とそれから営業収入の部分、来年度は先ほどの閉館時期もございまして、どうしてもそのあたりの営業収入の部分が例年より少ないかもしれませんが、今年度におきましては、当初指定管理の指定がもたつきまして、4月、5月のあたりはほぼ営業に伴う収益が上がっておりませんでした、6月以降、今の指定管理者で挽回いたしてございまして、収益が上がる見込みでございます。ということで、来年度は状況が状況ですんで、営業できない期間がございしますが、それ以外の部分では、通常でしたら今の指定管理者が頑張っておりま

して、収益を上げておりますので、そこら辺の努力で収益が少しでも伸びるようになってくるかと想定しております。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 ありがとうございます。

令和6年の予算書においても、営業収入のほうを上回っているようにはなっていませんので、実際そうなっていることで安心はいたしました。ただ、営業収入と委託料だけでなく、それ以外の経費もかかっておりますので、そこら辺もできる限り一般財源からの持ち出しが少なく済むようになるような経営を心がけるようお願いいたします。答弁はいいです。

○三上周治委員長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午前11時6分

再開 午前11時15分

○三上周治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第29号 令和7年度総社市水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 それでは、議案第29号 令和7年度総社市水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

総社市企業会計予算書の1ページをお開き願います。

まず、第2条業務の予定量でございますが、給水戸数を2万7,465戸、年間総給水量を785万2,000立方メートルと定めようとするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款水道事業収益を14億3,300万円、支出の第1款水道事業費用を13億9,000万円と定めようとするものでございます。

次に、第4条資本的収入及び支出の予定額についてでございますが、収入の第1款資本的収入を9億6,960万円、支出の第1款資本的支出を13億850万円と定めようとするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億3,890万円につきましては、本文中に記載いたしておりますとおり、補填することといたしております。

2ページをお開きください。

第5条債務負担行為につきましては、実行後漏水調査業務として、期間、限度額を予算書のとおり定めようとするものでございます。

第6条企業債につきましては、起債の目的を水道施設改良事業として、限度額、起債の方法、利率、償還の方法を予算書のとおり定めようとするものでございます。

第7条予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、消費税及び地方消費税の支出に不足が生じた場合に限り、営業費用と営業外費用の間で流用が行えるように定めようとするものでございます。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費といたしまして、職員給与費9,528万2,000円と定めようとするものでございます。

第9条他会計からの補助金につきましては、旧簡易水道に係る水道事業運営資金等に充当するためのものでございます。

第10条たな卸資産購入限度額につきましては、3,730万円と定めようとするものでございます。

次に、主なものにつきまして御説明を申し上げますので、14、15ページをお開きください。

まず、収入でございますが、第1款水道事業収益、第1項営業収益の給水収益を10億7,360万円と見込んでおります。

同款第2項営業外収益につきましては、旧簡易水道事業に係る一般会計からの赤字補填分等の補助金による他会計補助金1億1,991万3,000円及び令和7年4月から値上げを予定しておりますチューッピーウォーター売上げ等による雑収益921万5,000円等でございます。

収入全体では14億3,300万円、対前年で4,000万円の減、率にして2.7%の減となっております。

次に、支出でございます。

16ページ、17ページをお開きください。

第1款水道事業費用、第1項営業費用13億1,950万円につきましては、水道事業の運営や施設の維持管理に要する経費のほか、総社の水を安心して飲んでいただくための水質検査の手数料、減価償却費、岡山県広域水道企業団からの受水費等が主なものとなっております。

また、昨今の物価高等に対応するため、令和8年度の早いうちに料金改定を行いたいと考えております。そのための検討会委員の報償費を30万円計上させていただいております。そのほか令和7年度には、技術者不足を解消するための水道事業採用の職員募集に係るものや、いわゆるPFASに係る水質検査回数を年1回から年4回に増やして実施する経費及び人工衛星による画像を活用した漏水調査業務に係る経費についても計上させていただいております。

続きまして、20ページ、21ページをお開きください。

同款第2項営業外費用6,050万円につきましては、企業債の償還利息及び消費税及び地方消費税が主なものでございます。

支出全体では13億9,000万円、対前年で2,660万円の増、率にして2%の増となっておりますが、何とか単年度収支で黒字を維持できる見込みとなっているところでございます。

損益計算書については、31ページにございますので、また御覧いただきたいと思います。

続きまして、22、23ページを御覧ください。

資本的収入及び支出、これは投資活動に係るものでございます。

収入の第1款資本的収入9億6,960万円の内訳といたしましては、企業債8億円、国庫補助金1,460万円、給水装置工事の新規申込みによる分担金6,316万円、配水管布設工事に伴う受益者の工事負担金や他の公共工事に伴う配水管移設工事等の負担金2,800万円、企業債償還元金のうち簡易水道事業に係るものへの一般会計からの補助金6,384万円となっております。

次に、支出でございますが、24、25ページをお開きください。

第1款資本的支出13億850万円の内訳といたしましては、第1項建設改良費10億7,720万円、第2項企業債償還金2億1,030万円を予定いたしております。建設改良費の主なものにつきましては、予算調書の10ページのほうに記載してありますとおり、水道施設事業費については老朽管改良事業に3億4,100万円、久代配水池築造等の認可事業として3億420万円、その他水道施設整備費用として1億4,300万円が主なものとなっております。

最後に、債務負担行為の執行状況についてでございますか、予算書の12ページをお開きください。

現在、水道事業会計で計上しております債務負担行為の一覧となっております。

工事、業務合わせて4件となっている状況でございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 では、調書の3ページ、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費なのですが、水道料金の改定を令和8年の早いうちに行うということで、検討会の委員報償費が計上されております。この検討会の委員はどのような方を選出される予定があるのかをお聞かせください。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 荒木委員の御質問にお答えいたします。

具体的にどなたかというのはまだ決まっておりますませんが、広く検討会として御意見を聞くべきだと考えておりますので、例えば地域づくり協議会の関係の代表の方ですとか企業関係の方、それか

ら福祉関係の団体の方、そういった方を選定できればいいのかなと今考えているところでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 専門家的な人は入らないんですか。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 先ほど答弁漏れました。

一応、やはり学識経験者という方も1名か2名程度は入れたほうが専門的な御意見をいただけるんじゃないかと思いますので、そこら辺も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

荒木委員。

○荒木将之介委員 本会議の質疑でも溝手議員のほうからありましたので、こちらでも改めてお話を聞かせていただきます。

調書の9ページ、10ページの第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目水道施設整備費であります。本会議のほうでも耐震化のことですね、あったと思いますけれども、改めて令和7年度の耐震化率と累計の数字を教えてください。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 荒木委員の御質問にお答えいたします。

水道管の基幹管路の耐震化率となりますけれども、令和7年度の予算では基幹管路が約1.1km施工できる見込みでありまして、これが率にして1.2%でございます。令和7年度末全体では30.5%を見込んでるところでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 本会議場でもこの後の答弁でちょっとざわついたんですけれども、100%に50年かかるというふうな答弁がありまして、多分ここにいる人間誰も生きてないんじゃないかというような話にもなりました。50年あれば、その間にもう今直したものも当然老朽化してきますし、そこも込みの50年ということなんでしょうけども、この50年かかってしまうのは、例えば予算の都合なのか、これ予算もかかると思うんですけど、人員の確保ができないからなのか、それとも年間に1kmずつぐらいしかできないとか一遍に止めたら駄目だとか、何か理由があるのであれば、50年かかる理由をお教えてください。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 荒木委員の御質問にお答えします。

50年かかるということで質疑のほうでも答弁させていただいたところでございますが、基幹管路

と申しますのが、基本的にいわゆる本管といわれるもので、中心部にかなり大きな管が通ってるものでございます。そのやり替えというのが、実際距離にして約65km程度残っておりまして、単純に年間1.3kmペースで50年ということで今見込んではおりますが、これは本当に予算の問題か、人員の問題かというのは、どちらもでございます。例えば幾ら料金を上げて収益が上がったとしても、人員面が不足してますと、これはまた毎年度1.3km以上のものは恐らくできないだろうと考えております。

ですので、先ほど申し上げましたように、料金の改定と、水道事業体として技術者の募集を両面で何とか賄っていけないかと考えているところでございます。本管ということでございますので、止めてしまうと大きな断水が、影響出ますので、やるとなると仮設管を作って、また埋め戻してまた再度やるというようなかなり大がかりな工事になってきますので、その辺の大変さというのも当然でございます。何とか両面でということでございますが、料金水準も適切に順次これから改定していく、人員不足も解消されていくのであれば、50年のところを少しでも短く、100%に向けてというか、耐震化に向けて進めていきたいとは考えております。

以上でございます。

○三上周治委員長 荒木委員。

○荒木将之介委員 少しでも早く、南海トラフ地震は50年は待ってくれないので、今の状況だともっと早くには来るという話ですので、できる限り早く工事を完成するように努めていただきたいと思います。県議会のほうでも、先日の一般質問の中で市町村とか企業団を支援していくというような答弁があったようです。答弁の中身は資産管理や促進のための指導や助言をしていくということで、何かお金も人も出してくれるのかなとは思ってみたんですけども、そういうものもありますので、県とも連携しながら、少しでも早く工事を進められるようによろしく願いいたします。答弁は結構です。

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

小西副委員長。

○小西利一委員 調書とかは関係ないんですけど、水道料金の改定云々の話がありましたけど、水道料金の収納の率は今現在どのくらいで、実際に今もう止めてしまってる人も、世帯もやっぱりあるんですかね。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 小西副委員長の御質問にお答えいたします。

まず、水道料金の改定を今後していくに当たって、当然収納率というか、滞納の方の率を減らしていけないといけないというのは、これはもちろん認識いたしております。令和5年度の数値で申しますと、収納率は97.5%でございます。一定期間支払い、納付のほうがないという方については、給水停止というのはさせていただいております。分納制度等も利用していただいて、基本的にはその間、一時的に払われて、また開栓するというような状況でございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 小西副委員長。

○小西利一委員 もう払えないからずっと止めてるといふ人はいない。生命に関わることなんですけど、どうなんですか。

○三上周治委員長 上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 小西副委員長の再度の御質問にお答えいたします。

今のところもう継続して止めているという方はいらっしゃらないと今認識しております。

以上でございます。

○三上周治委員長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 他に質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第30号 令和7年度総社市工業用水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

上水道課長。

○浅野竜治上水道課長 議案第30号 令和7年度総社市工業用水道事業会計予算につきまして御説明申し上げます。

総社市企業会計予算書の37ページをお開き願います。

まず、第2条業務の予定量でございますが、給水事業所数を19事業所、年間総給水量を73万立方メートル、1日当たり基本使用水量を2,000立方メートルと定めようとするものでございます。

第3条収益的収入及び支出の予定額でございますが、収入の第1款工業用水道事業収益を4,000万円とし、支出の第1款工業用水道事業費用を3,690万円と定めようとするものでございます。

第4条資本的収入及び支出の予定額についてでございますが、収入の第1款資本的収入を4万円

とし、支出の第1款資本的支出を670万円と定めようとするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額666万円につきましては、本文中に記載いたしておりますとおりの補填することといたしております。

続いて、38ページをお開きください。

第5条予定支出の各項の経費の金額の流用につきまして、消費税及び地方消費税の支出に不足が生じた場合に限り、営業費用と営業外費用の間で流用が行えるように定めようとするものでございます。

第6条議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費1,866万円と定めようとするものでございます。

第7条たな卸資産購入限度額につきましては、80万円と定めようとするものでございます。

次に、主なものにつきまして御説明を申し上げますので、48ページ、49ページをお開きください。

収益的収入及び支出でございますが、収入第1款工業用水道事業収益、第1項営業収益3,630万円につきましては、19事業所全体で日量2,000立方メートルの契約水量及び超過水量に係る使用料金3,626万円が主なものでございます。

また、第2項営業外収益でございますが、長期前受金戻入274万3,000円が主なものでございます。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用、第1項営業費用は、工業用水道事業運営のための経常的経費及び減価償却費として3,430万円でございます。

続きまして、52、53ページをお開きください。

同款第2項営業外費用につきましては、企業債の支払利息20万円及び消費税及び地方消費税140万円を予定しております。

次に、資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入、第1項工事負担金は、検定満期に伴う量水器の購入負担金として4万円を予定いたしております。

支出につきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費として取替え用量水器37万円、第2項企業債償還金の企業債償還元金628万円となっております。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第31号 令和7年度総社市下水道事業会計予算の審査に入ります。

では、当局の説明を求めます。

下水道課長。

○角田琢美下水道課長 それでは、議案第31号 令和7年度総社市下水道事業会計予算につきまして御説明を申し上げます。

企業会計予算書65ページをお開きください。

第2条の業務の予定量につきまして、処理面積を1,345ha、水洗化人口を4万8,500人、年間総処理水量を480万立方メートルとし、主要な建設改良事業の予定量を記載のとおり定めようとするものでございます。

次に、第3条収益的収入及び支出について、収入及び支出の予定額を定めるもので、令和7年度中に発生する経営活動に係る収益と費用でございます。

それでは、予算説明書により主なものについて御説明いたしますので、80、81ページをお開きください。

第1款下水道事業収益、第1項営業収益、第1目下水道使用料7億6,530万円は、公共下水道と農業集落排水処理施設の使用料でございます。

同款同項第2目他会計負担金1億1,164万8,000円は、一般会計からの負担金でございまして、説明欄に記載のとおり、雨水処理に要する経費でございます。

同款第2項営業外収益、第2目他会計負担金720万5,000円は、一般会計からの負担金でございまして、説明欄の記載のとおり、雨水処理に要する経費以外に係るものでございます。

同款同項第3目他会計補助金4億735万6,000円は、一般会計からの補助金でございまして、説明欄に記載の規定による事業運営に充てるためのものでございます。

同款同項第4目長期前受金戻入6億8,919万1,000円は、資産取得時の自己財源以外の財源を減価償却に応じて収益化したものでございます。

同款第3項特別利益、第3目その他特別利益5,519万円は、企業債元金償還金に係る一般会計繰入金のうち、長期前受金戻入で収益化ができなかったものを未収として収益化するものでございます。

次に、収益的支出について御説明いたしますので、82、83ページをお開き願います。

第1款下水道事業費、第1項営業費用、第1目管渠費1億2,782万円は、三須さくら団地と中原

地区における汚水管理設工事や雨水橋改良工事に伴う家屋等の事前調査業務と工事の損失補償及び中央一丁目ほかの管路補正工事などに係るものでございます。

同款同項第2目ポンプ場費3,758万円は、公共下水4処理区と農業集落排水施設12地区のポンプ場に係る維持管理と点検業務及び電気代等でございます。

同款同項第3目処理費5億4,835万円は、第1節給料から第4節旅費までと、1枚お開きいただきまして、84、85ページ、第20節報酬、第27節賞与等引当金繰入額は、下水道処理場に配置の職員2名と会計年度任用職員1名の人件費でございます。そのほかのものにつきましては、4箇所下水道処理施設と12箇所の農業集落排水機場に係る維持管理、点検業務、電気代等でございます、各施設の管理業務点検委託料及び施設動力費、それと薬品購入が主なものでございます。説明欄に記載のとおりでございます。

次に、同款同項第5目総経費1億1,754万円は、第1節給料から第4節旅費までと第20節報酬、第27節賞与等引当金繰入額につきまして、下水道課に配置の職員6名と会計年度任用職員1名の人件費でございます、そのほかのものにつきましては下水道事業の実施に係る事業的経費と下水道使用料の収益業務に係る下水道課分の負担金が主なものでございます。内容につきましては、説明欄に記載のとおりでございます。

86、87ページをお開きください。

次に、同款同項第6目減価償却費9億4,971万円は、固定資産の資産価値減耗分を減価償却費として費用化したものでございまして、対象物につきましては説明欄記載のとおりでございます。

次に、同款同項第7目資産減耗費2,450万円は、総社下水処理場の機械等更新工事に伴い、固定資産を撤去する場合に減価償却費で費用化されていない残存価格を費用化するものでございます。

続きまして、同款第2項営業外費用、第1目支払利息1億445万円は、過年度に借り入れた企業債の支払利息でございます、支払い先は説明欄に記載のとおりでございます。

次に、同款同項第2目消費税及び地方消費税納付金660万円は、下水道課が納付する消費税及び地方消費税の見込額でございます。

続きまして、同款第4項予備費、第1目予備費1,845万円は、予算調製によるものでございます。

1枚お開き願いまして、88、89ページを御覧ください。

続きまして、第4条の資本金的收入及び支出について、引き続き予算説明書により御説明いたします。

資本金的收入及び支出につきましては、建設改良に係る収入、支出でございます、資本金的收入から御説明いたします。

第1款資本金的收入、第1項企業債、第1目企業債6億1,790万円は、建設改良の財源として下水道事業債を借り入れようとするものでございます。

同款第2項国庫（県）補助金、第1目国庫補助金2億3,375万円は、処理施設設備建設改良等に

対する国からの補助金でございます。

同款第3項受益者負担金、第1目受益者負担金から第6項工事請負費、第1目工事請負費までは、新たに下水道接続に伴う受益者の負担金及び分担金等で、それぞれ記載のとおりでございます。

同款第7項他会計負担金、第1目他会計負担金8,833万7,000円と、その下、同款第8項他会計補助金、第1目他会計補助金1億3,837万6,000円及び第2項出資金、第1目出資金8,474万円は、資本的収入に係る地方公営企業法の規定による一般会計からの負担金と補助金でございまして、それぞれ説明欄に記載のとおりでございます。

1枚お開き願ひまして、90、91ページを御覧ください。

続きまして、資本的支出について、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目管渠整備費3億2,867万円は、第1節給料から第3節法定福利費までは下水道課に配置の職員2名の人件費でございます。第11節委託料は、雨水、出水、浸水想定区域図の作成や環境調査の委託が主なものでございます。19節負担金と第22節工事請負費は、三須さくら団地の下水道工事と市内の汚水管理設工事や取り付け升に係るものでございます。

次に、同款同項第2目ポンプ場整備費1,150万円は、公共下水と農業集落排水区域にあるポンプ場施設の修繕費でございます。

次に、同款同項第3目処理場整備費3億7,428万円は、第11節委託料がストックマネジメント計画で計画的に更新を進めております総社下水処理場に係る脱水設備更新工事と照明設備の実施計画業務及び山手地区、平山、岡谷になりますが、農業集落排水施設の計画概要書作成が主なものでございまして、第14節修繕費は公共下水及び集落排水処理施設に係る経費でございます。

次に、同款第2項企業債償還金、第1目企業債償還金9億6,090万円は、過年度に借り入れた企業債の元金償還金でございまして、支払い先は説明欄記載のとおりでございます。

次に、同款第3項投資、第1目基金80万円は、基金利息相当額を基金に積み立てるものでございます。

次に、同款第4項予備費、第1目予備費1,675万円は、予算調製のためのものでございます。

次に、66ページにお戻りください。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、本文中の1行目、括弧書きに記載のとおり、資本的収入が資本的支出に対し不足する額5億1,005万円について、当年度分消費税、地方消費税及び資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金から補填する予定としております。

右のページに移りまして、第5条債務負担行為ができる事項について、総社市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給要綱により、一つ目が資金の利子補給で、二つ目が資金を貸し付けた融資機関に対する融資額の損失補償について記載のとおり定めようとするものでございます。また、その下、総社市下水処理場脱水設備更新工事につきまして、令和7年度から更新工事に関連する業

務を委託するための期間とし、限度額を13億700万円に定めようとするものでございます。

続きまして、第6条企業債につきまして、公共下水道事業に借入限度額を6億1,790万円とし、起債の方法、利率及び償還の方法を記載のとおり定めようとするものでございます。

続きまして、第7条予定支出の各項の経費を流用できる場合について、記載のとおり消費税等の納付額に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用と定めるものでございます。

1枚お開きいただき、68ページでございます。

続きまして、第8条で議会の議決を経なければならない流用についてでございますが、流用することのできない経費について、記載のとおり職員給与費8,383万円とするものでございます。

続きまして、第9条他会計からの補助金として、下水道事業運営資金等に充当する一般会計からの補助額を5億4,573万2,000円とするものでございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第32号 市道の路線認定についての審査に入ります。

当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○難波昭彦地域応援課長 議案第32号 市道の路線認定について御説明を申し上げます。

このたび認定しようとする路線は5路線でございます。福井支線5157号道、他2線改良工事の道路拡幅、延長に伴う1路線、井尻野、門田、溝口地内での宅地開発に伴う4路線を新たに市道として認定する必要があるため、道路法第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を経ようとするものでございます。

5路線の概要について御説明いたします。

表右側、道路計画等の内容を御覧ください。

指定道路は、建築基準法の規定により市長から位置の指定を受けた道路3路線でございます。

開発道路は、開発区域内に築造される道路で、市に移管される道路1路線、新設道路は、開発道路、指定道路以外の新設する道路でございます。

道路の位置につきまして、1枚お開きいただき、資料として添付しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定されました。

次に、議案第33号 市道の路線変更についての審査に入ります。

当局の説明を求めます。

地域応援課長。

○難波昭彦地域応援課長 議案第33号 市道の路線変更について御説明を申し上げます。

このたび変更しようとする路線は1路線です。

宅地開発に伴い、従前市道の終点を変更する必要性が生じたため、道路法第10条第3項の規定により市議会の議決を経ようとするものでございます。

道路の位置につきましては、1枚お開きいただき、資料として添付しておりますので御確認ください。

以上でございます。

○三上周治委員長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○三上周治委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は可決すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は可決すべきであると決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後0時1分

○三上周治委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、陳情第1号 準用河川国府川改修の早期事業化に関する陳情の審査に入ります。

本件について当局から説明があれば説明願います。

土木課長。

○矢木武司土木課長 今現在、国府川180号バイパスから桃太郎線までの改修を実施しておるところでございます。令和12年度に完了予定でございます。桃太郎線から上流の改修につきましては、下流の改修が完了後、大雨時の水位等の状況を鑑みて判断していく予定でございます。

以上でございます。

○三上周治委員長 本件について御意見等があれば御発言願います。

深見委員。

○深見昌宏委員 陳情書を見させていただいて、基本的には環境省のほうで絶滅危惧種の法令で定められているということがあったんで、現状ちょっと地域の方にこの間確認しておかないといけないということがありまして、地域の土木担当員と会長に御同行いただきまして、現場を見させていただきました。実際今は水があまりない状態で、草木もあまりない状態、本当にきれいな川なんですけれど、これから草木が生えてきたら、川の流れが悪くなって、その草木を刈らないといけない。そして、洪水で氾濫してしまうところが何箇所かあるということで、環境省のほうでこういう法令を定めているので、なかなか難しい問題ではありますけど、ただし、本当に困られてる地域の方の御意見は実際お聞きしまして、これはちょっと何かしないといけないんだろうなという僕の個人的な思いではありましたんで、保護をしないといけないというスイゲンゼニタナゴの件は加藤委員がよく御存じなんで、そういうことも含めてちょっとここで教えていただきながら、この陳情をどうしていくかというのはこの中で議論していきたいなというふうには思います。

○三上周治委員長 他に御意見はありませんか。

加藤委員。

○加藤保博委員 地域の方が大勢来られておりまして、ちょうど実情とか、スイゲンゼニタナゴとは何ぞやとか、いろんなことも知っていただきたいと思います。

少し話も長くなりますので、ちょっと委員長、休憩を取っていただければありがたいんですが。

○三上周治委員長 この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後0時5分

再開 午後0時16分

○三上周治委員長 休憩を閉じます。

よろしいですか、ほかの方は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 それでは、深見委員のほうから意見を述べられましたけど、結論的なこと、これはどう決めるかということの言葉も入れた発言をお願いします。

深見委員。

○深見昌宏委員 いろいろ今加藤委員が言われたようなことも含めて、しかしながら困ってる方々、西山地域の方々、そこからの陳情ですから、その陳情をどうするのかというのは我々が委員会の中で決定をしていかないといけないと思うんで、そういうのも含めて私の意見は、どっちにしてもこれもう調査していかないと、あそこにスイゲンゼニタナゴというのが、いるかどうか分からない。もうこの間行ったときには、この時期だから見当たらないんですけど、国が定めた網かけをしてる地域なんで、勝手に我々はやるわけにいかないというところに対して調査をしていって、その後どうするかというのを決めなきゃ駄目だと思います。

だから、地域の方、本当に困った上でのこの陳情なんで、そこを的確に早く我々が判断して、今後どうしていくか、私の意見では調査をして、研究するかどうかそこら辺は分からないですけど、まず調査をしていかないと、この陳情は、私の個人的な思いでは採択をして、それをどういうふうにしていくかというのはそこは国のほうへ申入れしていくというような方法でないと駄目なんかなというふうには今の流れでは思うんですけど、これを一部採択とか、趣旨採択、いろいろ言い方はありましようけど、やっぱり困られてるのは地域の方なんで、そこは大いに考慮していただいて、皆さんの御意見をいただきたいなというふうには思います。

○三上周治委員長 深見委員は、この言葉で言うと趣旨採択という意味でよろしいですか。

○深見昌宏委員 (続) そうですね、いいです、それで。

○三上周治委員長 加藤委員の発言をお願いします。

加藤委員。

○加藤保博委員 先ほども少し申し上げましたが、今深見委員が言われましたように、採択を前提とした、まずは生息調査をするべきだと思います。調査をするのは勝手にしてもいいのか、調査すること自体がもう既にいろんなところの許可が要るのか、それから調査する時期、いろいろありますけど、それも含めて検討するのは後日ということで、取りあえずは採択ということが前提であり

ます。

○三上周治委員長 採択と趣旨採択があるんですが。

○加藤保博委員 (続) そういう条件等いろいろありますので、もう趣旨は重々理解しておりますので、趣旨採択ですね。

○三上周治委員長 他の委員も発言をお願いいたします。

小西副委員長。

○小西利一委員 休憩中にいろいろ皆さんの御意見を聞きまして、私としては市議会としてですけど、今回の陳情の国府川の改修の早期事業化はやっぱり進めてあげるべきだと思うんですね。その現状は大変理解できますし、私も平成30年7月豪雨を経験して、これからもいつ災害が起こるか分からないので、早急な対応が必要だと思います。

しかし、加藤委員もおっしゃられたように、あそこには絶滅危惧種がおるということがあるので、国の保存法とかいろいろ限定的な法律もあるので、今回は全部全部がすぐ採択というんじゃないくて、やはり賛同はいたしますので、趣旨は理解できるということで趣旨採択として、あとはいろんな方法をこちらが考えて、市のほうとも協議して、どういった方法であそこが一番いい形になっていくのかを協議していくべきだと思いますので、今回の陳情は私は趣旨採択でいいと思います。

○三上周治委員長 他の委員、どうでしょうか。

ほかの意見があればよろしくお願いします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 ないようでありますので、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 これをもって、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は趣旨採択すべきであると決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は趣旨採択とすべきであると決定いたしました。

なお、本件の議決結果に理由をつけなければならないことになっておりますので、その内容につきましては委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、委員長に一任と決定いたしました。

この際、私よりお諮りします。

委員会審査報告書の作成並びに委員長報告につきましては、委員長に御一任願えますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○三上周治委員長 御異議なしと認めます。

よって、一任と決定いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後0時23分